心理学ワールド編集委員会規程

１　公益社団法人日本心理学会定款第４条(２)，第 57 条，及び委員会規程に基づく心理学ワールド編集委員会（以下，委員会という。）は，本規程の定めるところによる。

２　委員会は，心理学ワールドの企画及び編集を行う。

３　委員会は，次の委員をもって組織する。

（１）編集担当常務理事

（２）理事またはその経験者の中から常務理事会が指名した者

（３）会員の中から委員会が必要と認めた者

２　委員の任期を，以下のように定める。

(１)前項(１)の委員の任期は，当該職在任期間とする。

(２)前項(２)及び(３)の委員の任期は１期２年とし２期を原則とする。

３　第１項(２)及び(３)の委員は，常務理事会が推薦し，理事長が委嘱する。

４　委員会には委員長を置く。

２　委員長は，第３条第１項(２)の委員の中から理事長が指名する。

３　委員長指名による副委員長を置き，委員長を補佐する。

４　委員長に事故があるときは，副委員長が，その職務を代行する。

５　本規程の改正は，理事会の承認を得るものとする。

附　則

１　本規程は，1998 年 3 月 7 日より施行する。

２　本規程の改正は，2000 年 3 月 11 日より施行する。

３　本規程の改正は，2001 年 6 月 9 日より施行する。

４　本規程の改正は，2007 年 9 月 17 日より施行する。

５　本規程の改正は，2010 年 6 月 20 日より施行する。

６　本規程は，2011 年 4 月 1 日より施行する。

７　本規程の改正は，2015 年 6 月 21 日より施行する。

８　本規程の改正は，2023 年 6 月 5 日より施行する。